

# 農業委員会だより



河野涼司さんと妻 春美さん

地域の「がんばり」お届けします!!

チャレンジ精神を忘れずに!!



## 掲載記事

### ◇地域の「がんばり」お届けします!!

- ・新規就農 河野涼司さん
- ・新規就農 山口裕太郎さん
- ・荒廃農地再生 杉本 喬さん

### ◇加賀市農業委員会情報

- ・農業委員会研修会等報告
- ・地域活動報告
- ・農業委員・推進委員募集予定のお知らせ

### ◇その他農業委員会からのお知らせ

加賀市内の実家を離れて愛知県内の会社に就職した河野涼司さんは、自分の子どもたちを自然に満ち溢れた生まれ故郷の小学校に入学させたいとの思いから、長女の小学校入学に合わせて加賀市栄谷町地内に自宅を新築し、ご自身以外の家族のみ加賀市へ移住することとしました。折しも勤務先の会社が北陸に支店を開設する計画があり、河野さんも転勤することで自宅から勤務することが可能と考えましたが、結局、支店開設には至りませんでした。

考えあぐねた河野さんは、家族と離れ離れの生活はもうこれ以上できないと思い立ち、20年間勤めた会社を退職することを決断し、家族と生まれ故郷の加賀市で生活することとしました。

加賀市へUターン後は、サラリーマン生活から一転して農業経営を決心しましたが、農業に関しては全く知識もない河野さんは町内の耕作者から農作業に関して教えを乞うとともに、JA加賀で水稲耕作の研修を受けるなど、就農に意欲的に取り組み、平成27年3月に就農して、4年半が経過しました。

「自然の中で元気に過ごす子どもたちの姿を見て、故郷での生活を決断してよかったと思っています。特に、会社を辞めることは大きな迷いがありましたね。農業で食べていけるのかという不安がありました」と話す河野さん。持ち前の大らかな性格で、「何とかなるさ」といった楽観的な思いもあったかもしれないが、やはり奥さんをはじめ、ご家族の理解と河野さん自身の頑張りが今日に至っていることは間違いありません。

現在、借入地も含めて12ヘクタールの農地で、水稲耕作のほか、大豆やブロッコリーの作付けをしており、将来的には更に規模拡大を目指しておられます。

「ここまでこられたのは、皆さんの暖かなご支援のお陰です。皆さんのご期待に沿えるよう、これからもチャレンジしていきます」と謙虚に話す河野さん。その口ぶりには、自信と今後の更なる決意が見て取れました。

(情報提供委員 農業委員 大家法師、推進委員 西出博章)

# 農業に対する「ゆめ」を「かたち」に!!

「収益性の高いピーツの作付けに取り組み、露地野菜を中心とした経営を拡大することで、収益の向上を目指したいと思っています」そう話されるのは、加賀市中代町地内にお住まいの、まだ20代前半の山口裕太郎さんです。

山口さんは子どもの頃から父親の農作業のお手伝いをしたことで、農業に興味を抱き、その興味は成長しても消えることはなかったということです。中学校卒業後、父親が通った農業高校に進学し、農業の勉強に勤しみました。

しかし、山口さんは、農業高校を卒業しただけでは「まだまだ足りない」と思い、滋賀県内の農業関係の専門学校に入学し、更に農業に関する知識を深めていきました。

この経歴が更に農業を本格的に始めたいという山口さんの気持ちに拍車を掛けて、農業経営を営む父親とは別経営という形で、平成30年4月に新規就農者としてのスタートを切られました。

現在、80アールの農地で、ピーツのほか、かぼちゃやキャベツの栽培にも取り組んでいますが、新規就農からまだ日が浅いことで、計画どおりの生産に至っていないということです。

「ピーツという市内でもあまり作付けの見受けられない作物のため、栽培体系の確立がうまくできない状況なんです。今後は栽培技術に磨きをかけて、更なる向上を図りたいと思っています」と意欲まんまんの表情です。ご本人の思いを現実のものとした山口さん。今後の躍進が期待できますね。

(情報提供委員 農業委員 中村 義隆、推進委員 西出 光男)



▲ガッツポーズで農業への意欲を示す山口さん

## 地域の「がんばり」お届けします!!

今回は後継者がいないという昨今の状況下において、新規に就農された2名の方々とセイタカアワダチソウ等が繁茂し荒廃化が著しかった農地を見事再生させた方1名 合計3名の地域 がんばりをご紹介します。

### 荒廃農地再生請負人参上!!

～荒廃農地再生の鍵は地域のキーパーソンの存在～

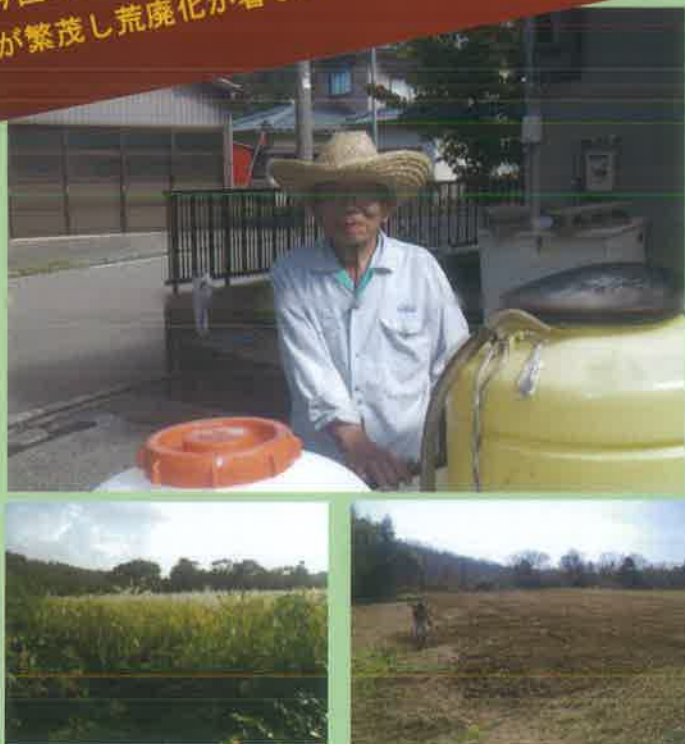
「鴨池観察館が近くにあるし、市内外から沢山の人が来る。そんな状況で草ぼうぼうにしとくのはめんどくさい。町の恥になる」と言い切る杉本 喬さん。

杉本さんが今回、セイタカアワダチソウなどが生い茂った状態から見違えるように再生した農地は、鴨池観察館の近くにある筆の農地です。これらの農地はかつて杉本さんと同じ片野町地内に住んでいた方が所有しているものですが病気のため耕作ができなため、その方の親戚の人に管理を委ねていました。しかし、その人も多くの農地を耕作していることから管理しきれずそのままの状態になっていたものです。

この度、その親戚の人が管理をやめたことで杉本さんがその代わりを名乗り出たものです。杉本さんの努力で、除草、耕起がなされ、ゆめみづほが作付けされて、刈り取りも無事終了しました。「なかなか大変だったが、これで恥ずかしくない」と満足げに話す杉本さん。

70代の後半とそこその年齢ですが、「わしが耕作できなくなったら、ちゃんと代わりに耕作してくれる人を頼んで」と将来のことも考えているようです。正に「荒廃農地再生請負人」という称号が適当な、町のキーパーソンの存在ですね。

(情報提供委員 農業委員 久保田 美智子、推進委員 山道 志朗)



▲上段写真：消毒作業準備中の杉本さん

▲下段写真：左側が荒廃化した状況、右側が除草完了後の状況

# 加賀市農業委員会も

## がんばっています

農業委員会研修会における  
活動事例報告とパネルディスカッション

今年も農地利用の最適化のための  
地域活動を展開しました

加賀市農業委員会が昨年度実践した地域活動の取組みが評価され、令和元年度農業委員会研修会（加賀地区）において活動事例の報告を行いました。

実践した活動のうち石川県内で初めて取組みがなされた「農業経営意向調査」について大家法師委員が具体的な活動内容について報告しました。

引き続き一般社団法人全国農業会議所の稲垣事務局長代理をコーディネーターとして、小川廣行会長も加わり、パネルディスカッションが行われ、加賀市農業委員会の頑張りを示す機会となりました。

農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用の最適化を推進するための地域活動を、地区担当の農業委員と農地利用最適化推進委員との協働により今年も実施しました。

活動が直ちに成果に結びつくようなものではありませんが、地道な活動がいずれ花を咲かせるものとして、一人ひとりの委員がそれぞれ奮起しています。

なお、農業委員会だよりを地区担当の委員が認定農業者のご自宅へ直接お届けすることで近況をお聞きするなど、認定農業者との継続的な関わりにより地域活動につなげていく新たな取組みも始めました。



▲報告する大家委員



▲パネルディスカッションの様



▲荒廃化している農地はないか目を光らせます。農地パトロール中!!

▼近い将来の農業経営の意向は？  
認定農業者宅を訪問調査中!!



### 農業委員・農地利用最適化推進委員 募集予定のお知らせ



前回募集時のチラシ

法改正により農業委員の選任方法が選挙制と特定団体からの推薦による方法から市長が募集により候補者を募り、市議会の同意を得て任命する方法に改められるとともに、新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会が担当区域を定めて委嘱することとされ、農業委員と同様、募集により候補者を募ることとなりました。

平成29年11月13日に新体制に移行した加賀市農業委員会では、令和2年11月12日に現委員の任期が満了します。

これにより、令和2年度に新体制二期目の委員の募集を予定しています。詳しい日程については、広報かが5月号に掲載する予定です。



三谷地区、三木地区及び塩屋地区担当 永田 素生 農地利用最適化推進委員

私の住む町に限らず、後継者不足等から耕作放棄地が随所に見受けられます。このような事態を解消するためには、耕作放棄地となった農地の受け手を確保することが必要ですが、一朝一夕には事が進まず四苦八苦しています。農業の先行きは非常に厳しい状況にありますが、それだけにやりがいを感じています。

会社勤めを定年後、本格的に農業を始めるとともに、農業委員に就任しました。毎月末に開催される定例総会で農地の移動や転用に係る案件の審議をするほか、地区担当の農地利用最適化推進委員と地域農業の発展のための活動を行っています。活動に当たっては、農業者の方々との関係づくりを大切に、まず信頼され、任せられる農業委員となるべく肝に銘じています。



分校地区担当 辻 要 農業委員

# 全国農業新聞



全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会ネットワーク 全国農業会議所が発行する週刊の農業総合専門紙です。「週刊」であることを生かし、最近の農業及び農政の現状をタイムリーに分かりやすくまとめています。

- ◆発行日 毎週金曜日（郵送配達）
- ◆購読料 月額700円（送料、税込み）

購読のお問い合わせやお申し込みは、加賀市農業委員会事務局（☎72-7915）へご連絡ください。

国が支える。安心が大きくなる

## 担い手積立年金

【優待】

### 農業者年金

あなたの老後の生活の備えは十分ですか？農業者年金は、農業者の皆さんの老後の生活の安定を図ることなどを目的とし、農業者だけが加入でき、国が支える農業者のための年金です。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金は、加入者・受給者の数に左右されにくい、安定した公的年金制度です。

しっかり積み立て  
がっちりサポート  
安心して豊かな老後を!!

農業者年金の内容についてのお問い合わせや加入のお申し込みなどは、加賀市農業委員会事務局（☎72-7915）又はJA加賀 貯金課（☎73-5306）へご連絡ください。

## お忘れでないですか!? 農地に関する手続き



農地の貸借や売買などの権利移動や農地を農地以外のものに使用する転用を行う場合は、必ず農地法に基づく申請をして加賀市農業委員会又は石川県知事の許可を受けることが必要です。

許可を受けないでなされた貸借や売買などの権利移動は法律上効力がなく、農地以外のものに転用した場合は工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があるほか、罰則が適用されることがあります。

申請に対する審議は、毎月月末に開催する農業委員会定例総会でいきますので、手続きをされる場合は申請の締切日にご注意ください。

なお、定例総会は公開されており、どなたでも傍聴が可能で事前の申込みも必要ありません。

申請書締切日	毎月10日が締切日となります。 ただし、10日が土日、祝日の場合はその前の開庁日となります。
定例総会開催日	毎月25日前後の午後1時30分から開催されます。 開催日は加賀市農業委員会事務局（☎72-7915）にお尋ねください。
定例総会開催場所	市役所別館3階302会議室で開催されます。
許可書交付予定日	農地法第3条はその月の月末頃に交付します。 農地法第4条及び第5条は翌月の15日前後に交付します。 ただし、4haを超える案件は、農林水産大臣（北陸農政局長）の協議が必要なため、若干時間が掛かります。

※ 農地の権利移動は農地法第3条に基づくもので加賀市農業委員会が許可権者に、農地の転用は農地法第4条及び第5条に基づくもので石川県知事が許可権者になります。

## 令和元年 農地の賃借料情報

農地法第52条に基づき、令和元年の農地の賃借料情報を、令和元年9月26日開催の農業委員会定例総会で決定しました。

農地の貸し借りをされる際には、この賃借料情報を目安として、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、当事者間の話し合いで賃借料を決定してください。

農地区分	賃借料価格（円/10a）		
	平均価格	最高価格	最低価格
平坦地（基盤整備地域）	10,500	18,000	5,000
中山間地（基盤整備地域）	9,000	13,000	4,000

※ 「中山間地」とは、旧東谷口村、旧三谷村、旧橋立村、旧山中町の地域をいいます。



編集委員会委員長 中村 義隆

▲編集委員会で分かりやすい記事づくりを心掛けます!!

## 編集後記

法改正により農業委員会が新たな体制になって2年が経過しました。加賀市農業委員会においては、農地利用の最適化の推進を図るため、農業委員と農地利用最適化推進委員との協働のもと、昨年度に引き続き農業経営意向調査や農地パトロールなどの地域活動を精力的に展開し、一定の成果をもたらすことができました。現委員の任期も残り1年となりますが、最後の1年を一期目の集大成の年として更に奮起してまいります。

また、今月号では新規に就農された2名の方々をご紹介しましたが、農業に魅力がないなどから農業経営を引き継ぐ者がいない現況下において非常に貴重な人材であると思っております。関係者の皆さんで全面的にサポートしていくことが必要となりますので、ご支援のほどよろしく願います。